

○沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(平成 23 年 3 月 23 日決裁)

改正 平成 24 年 3 月 2 日決裁 平成 24 年 3 月 30 日決裁
平成 24 年 7 月 6 日決裁 平成 25 年 3 月 27 日決裁
平成 26 年 3 月 27 日決裁 平成 26 年 5 月 9 日決裁
平成 27 年 2 月 23 日決裁 平成 28 年 3 月 31 日決裁
平成 30 年 3 月 28 日決裁 平成 31 年 3 月 25 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、厳しい経済・雇用情勢が続く中、緊急経済対策の一環として、市民が自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用して修繕、補修、耐震補強等の住宅改修・リフォーム工事、災害防止のためのブロック塀等撤去工事（以下「工事」という。）を行う場合に、その経費の一部を経済の活性化、雇用の安定及び確保、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とし、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄市補助金等交付規則（平成 30 年沖縄市規則第 11 号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 第 12 条の規定による実績報告書の提出までに補助対象住宅に居住し、住民基本台帳に記載されている者（第 4 条第 10 号に規定するブロック塀等撤去工事を除く）

(2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない者、ただし、支給限度額を超える工事を行う場合は除く

[介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）]

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による住宅改修費の支給を受けていない者、ただし、支給限度額を超える工事を行う場合は除く

(4) 生計維持者及び住宅所有者が、市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納していない者

(5) 生計維持者が国民健康保険料等を滞納していない者

(6) 補助を受けようとする工事について、国、県又は市の他の制度による補助または扶助（当該補助又は扶助の対象外となる工事を除く）を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合はこの限りではない。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅は、市内に存する住宅で、次に掲げる住宅とする。

(1) 補助対象者が所有する住宅

(2) 借家住宅（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）

(3) 共同住宅等（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）

(4) 建築後 1 年を経過している住宅

2 前項に掲げる住宅については、住居部分を補助対象とし、共同住宅の共用部分又は非居住部分（店舗、事務所）については、補助の対象としない。

3 第 4 条第 10 号に規定するブロック塀等撤去工事の対象は建物に付属するものかどうかを問わず補助の対象とする。

(補助対象工事)

第 4 条 補助対象となる工事は、総工事費 20 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の工事で、次に掲げる工事とする。

(1) 老朽化、災害等による住宅の修繕、改修及び補修工事

(2) 住宅の模様替えに伴う工事

(3) 住宅の耐震補強工事

(4) 便所、台所、浴室等の修繕、改修及び補修工事

(5) 手すり、段差解消等の修繕、改修及び補修工事

(6) バリアフリー工事

(7) 改修等に伴う増築工事

(8) 下水道接続工事

(9) 補助対象住宅のリフォーム工事に伴う外構工事（駐車場や門扉、花壇、側溝等で全体工事費の 5 割以下とする。）（次号に規定するブロック塀等撤去工事を除く）

(10) 通学区域内にある道路（認定道路等一般通行の用に供される道路をいう）に面するブロック塀等（ブロック塀、石積み塀その他組積造の塀）で道路面からの高さが 1.2m 超えるものを対象とし、当該ブロック塀等の高さ 1.2m 以下まで全て撤去または一部撤去する工事

2 前項の規定による工事であって、次の各号のいずれかに該当する工事業者が請負う工事を補助対象とする。

(1) 本市に本社がある法人

(2) 本市に事務所を有し、本市に住民登録している個人

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる工事又は経費については、補助対象としない。

(1) 共同住宅の共用部分の工事（第 4 条第 10 号に規定するブロック塀等撤去工事を除く）

(2) 土地購入費用

(3) 広告看板等の設置費用

(4) 工事機械、工具又は備品等の購入経費

(5) 災害等による保険給付金の対象となる工事

(6) 国、県又は市の他の制度において、補助対象となる経費

(7) 原則として第 9 条の規定による補助金の交付決定前に着手した工事

(8) 補助対象工事を一括して第三者に請負させた工事

(9) 賃貸及び譲渡を目的とするリフォーム工事、不動産業者、開発事業者等が業として実施する工事

(10) その他補助対象工事に関係がない工事

4 前項に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助対象工事期間)

第5条 補助対象となる工事期間は、補助金交付決定通知を受けた日以降に工事を着手し、交付決定の日の属する年度の2月末日までに第12条の規定による実績報告書を提出するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。ただし、補助額の合計に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 補助対象経費の20%に相当する額で上限を20万円とする

(2) 沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業補助金交付要綱（土木建築部住宅課）（以下「県要綱」という。）の対象となる工事は補助対象経費の5%に相当する額で上限を5万円とし、前号の金額に上乗せするものとする。ただし、第8条第1号の工事費用見積書において当該工事費の内訳を明確に区分すること

2 第4条第10号に規定するブロック塀等撤去工事の対象となる補助金の額については、次の各号のとおりとする。

(1) ブロック塀等の長さに基礎撤去なしの場合 12,000円掛けた額、基礎撤去ありの場合 19,000円を掛けた額とする

(2) 補助対象経費の3分の2に相当する額で上限20万円、前号の規定する額のどちらか安い方を補助金の額とする（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(補助の条件)

第7条 市長は、工事に要する経費の一部を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 同一住宅及び同一補助対象者については、年度内において1回を限度とし、共有名義の住宅については、共有者の内1人に限り補助するものとする。ただし、前年度の補助金交付確定通知日より6ヶ月経過していないものは補助金交付申請者の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号または様式第1号の2）に、次の掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事費用見積書

(2) 工事前写真台帳（様式第2号）又はこれに代わる同等の書類

(3) 工事業者の本社所在地が証明できるもの

(4) 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書若しくはこれに代わるもの

(5) 住民票謄本

(6) 補助対象者及び住宅所有者の市税について滞納がないことを証明する書類

(7) 補助対象者の国民健康保険料等又は後期高齢者医療保険料について滞納がないことを証明する書類

(8) 借家または共同住宅等である場合は、住宅の所有者の工事承諾書（様式第 3 号）

(9) 位置図

(10) 委任状（申請を代理で行う場合）

(11) その他市長が必要と認める書類等

2 ブロック塀等撤去工事の場合、前項の加え、土地登記事項証明書、所有者の同意書（土地所有者以外で、当該ブロック塀等を管理する者が申請する場合）を必要とする。

(補助金交付決定)

第 9 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）を補助の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）、又は、第 8 条の規定による申請後にその申請者が、自己の都合により補助金交付決定又は、補助金交付申請を取下げの場合は、補助金交付取下げ届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

3 補助金の交付決定後、補助決定者が死亡したときは、当該住宅に同居家族（該当する者がいない場合は予定相続人代表者）に対して補助金を交付することができる。

4 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市長に補助金代理受領届（様式第 5 号の 2）を届け出なければならない。

(工事着手届)

第 10 条 補助決定者は、工事を着手したときは、速やかに補助金工事着手届（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 契約書又は請書等で契約書の代わりになる書類の写し

(状況報告及び実施検査)

第 11 条 市長は、必要があるときは、工事の遂行状況に関し、補助決定者に報告を求め、又は職員に実施検査を行わせることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助決定者は、工事完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 工事中写真台帳（様式第 8 号）、工事完了写真台帳（様式第 8 号の 2）又はこれに代わる同等の書類

(3) 施工業者の工事完了証明書（様式第 9 号）

(4) 借家または共同住宅等の場合は、所有者の工事完了確認書（様式第 10 号）

(5) その他市長が必要と認める書類等

2 補助決定者は、第 8 条による申請事項に変更が生じた場合は、変更内容が明確に分かる書類を前項の実績報告書に添付しなければならない。ただし、補助金の増額はないものとする。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行ない、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第 11 号）により、当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 補助決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書を受理した場合は、30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第 15 条 市長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助決定者が虚偽、その他不正行為により、補助金交付決定を受けた場合
- (2) 交付決定の通知後、補助決定者が工事着手予定日を過ぎても、工事を着手する見込みがない場合及び工事着手後、事業期間内に工事（手続き）の完了の見込みがない場合
- (3) 第 9 条 2 項の規定及び第 9 条 4 項の規定の提出が無い時は、期限を定めて催促し、その期限を渡過しても提出がない場合
- (4) その他市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、交付決定者に対し補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）を通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金返還請求書（様式第 14 号）により、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する

附 則(平成 24 年 3 月 2 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 3 月 2 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日決裁)

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第 9 条による補助金交付決定及び第 13 条による補助金交付確定を受けた者のその後の手続きについては、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日決裁)

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第 9 条による補助金交付決定及び第 13 条による補助金交付確定を受けた者のその後の手続きについては、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 5 月 9 日決裁)

この要綱は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 23 日決裁)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 27 年 2 月 23 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日決裁)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日決裁)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

様式第 1 号の 2(第 8 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書 (ブロック塀等撤去工事)

様式第 2 号(第 8 条関係)

工事前写真台帳

様式第 3 号(第 8 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業工事承諾書

様式第 4 号(第 9 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

様式第 4 の 2 削除

様式第 5 号(第 9 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付取下げ届

様式第 5 号の 2(第 9 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金代理受領届

様式第 6 号(第 10 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金工事着手届

様式第 7 号(第 12 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書

様式第 8 号(第 12 条関係)

工事中写真台帳

様式第 8 号の 2(第 12 条関係)

工事完了写真台帳

様式第 9 号(第 12 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業工事完了証明書

様式第 10 号(第 12 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業工事完了確認書

様式 11 号(第 13 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書

様式第 12 号(第 14 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書

様式第 13 号(第 15 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書

様式第 14 号(第 16 条関係)

沖縄市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金返還請求書